

平成 18 年 10 月 24 日

労災障害補償年金の定期報告書への住民票の写し等の添付の廃止（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：塩野宏）に諮り、その意見を踏まえて、平成 18 年 10 月 24 日、厚生労働省に対しあっせんします。

（行政相談の要旨）

労災障害補償年金の受給権者は、年 1 回、「年金たる保険給付の受給権者定期報告書」に生存に関する証明書として住民票の写し又は戸籍の抄本を添付し、提出することになっている。

一方、国民年金等では、年 1 回、「年金受給権者現況届」を提出させているが、この現況届には、生存に関する市町村長の証明書の添付が不要とされており、労災障害補償年金の定期報告書についても、同様に簡素化してほしい。

（制度と現状）

○ 制度

- ・ 労災障害補償年金の受給権者は、毎年、①受給権者の氏名及び住所、②年金たる保険給付の種類並びに③同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金を受給している場合はその年金の種類及び支給額を記載した定期報告書を所轄の労働基準監督署に提出。

平成元年から、同報告書に生存に関する証明書として住民票の写し又は戸籍の抄本の添付を義務付け。

（参考） 労災障害補償年金：業務上の負傷又は疾病が治った後身体に一定の障害が残った場合に、障害の程度に応じ支給（給付基礎日額の 313 日分から 131 日分）

○ 現状

- ・ この定期報告書と類似の届出を有する他の年金制度(*)では、平成 10 年から生存に関する市町村長の証明書の添付を廃止

(*) 国民年金制度、厚生年金保険制度

- ・ 労災障害補償年金の受給権者（約 10 万人）にとって、住民票の写し等の申請手続と交付手数料が負担

○ 厚生労働省の意見

- ・ 受給権者が死亡していたにもかかわらず、家族が不正に受給していた例が判明したため、平成元年から住民票の写し又は戸籍の抄本を添付。

住民票の写し等の添付を省略しても不正受給が行われないという制度的担保が必要

（推進会議の検討結果）

労災障害補償年金受給権者の負担を軽減する観点から、定期報告書への住民票の写し等の添付を速やかに廃止すべき

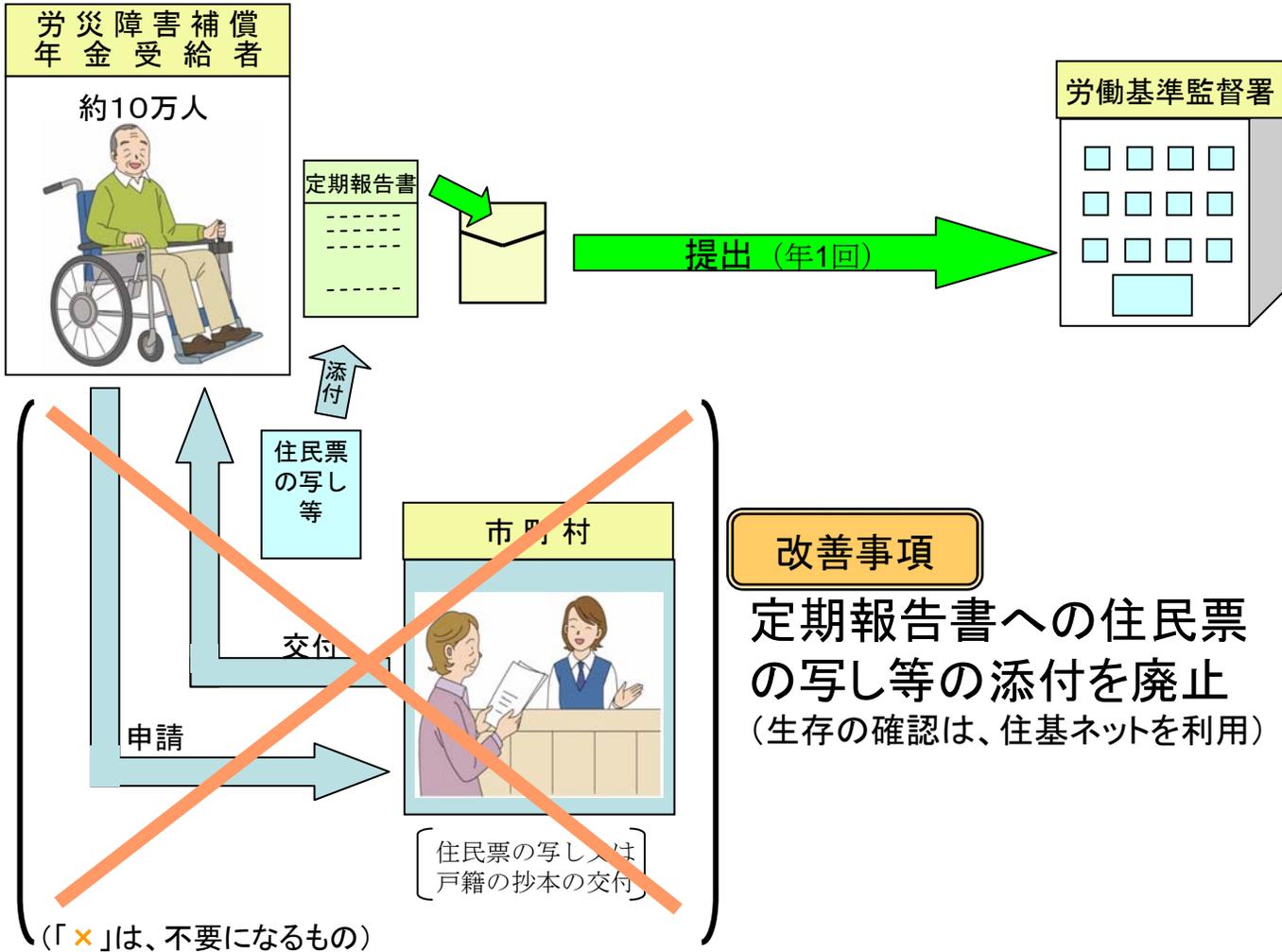
（あっせん要旨）

住基ネットを利用することにより、労災障害補償年金の定期報告書への住民票の写し等の添付を速やかに廃止することが必要



労災障害補償年金受給権者の負担軽減を推進

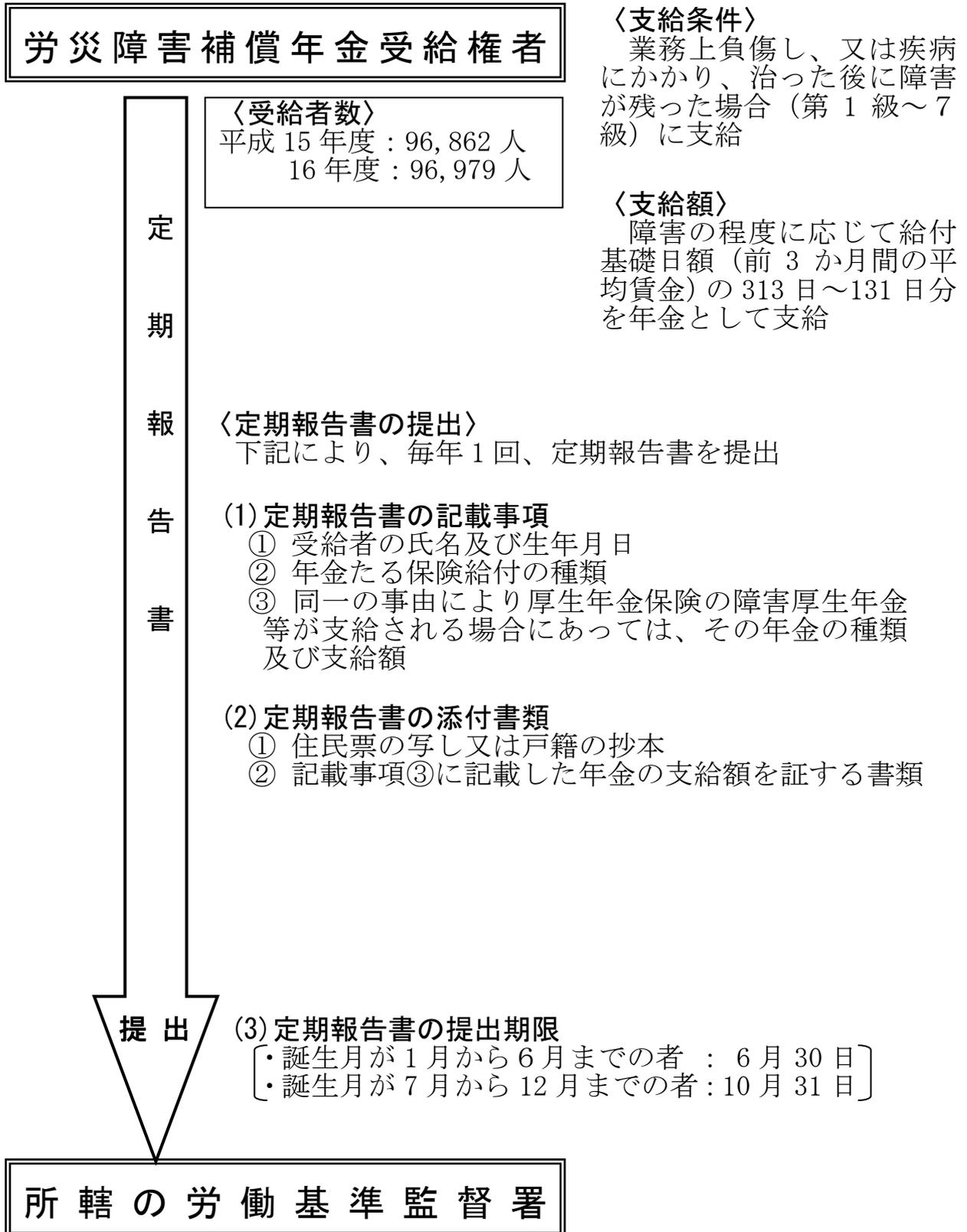
現 状



改善効果

受給権者(約10万人)の負担軽減
(住民票の写し等の交付を受けるための市町村での手続と交付手数料が不要に)

労 災 障 害 補 償 年 金 制 度 の 概 要



資料 3

【関係法令】

○労働者災害補償保険法（抄）（昭和 22 年法律第 50 号）

第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一及び二 略

三 障害補償給付

四～七 略

2 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第七十七から第七十七条 まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

（参考）

○労働基準法（抄）（昭和 22 年法律第 49 号）

（障害補償）

第七十七条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、その身体に障害が存するときは、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

○労働者災害補償保険法施行規則（抄）（昭和 30 年労働省令第 22 号）

（障害等級等）

第十四条 障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級は、別表第一に定めるところによる。

2 略

第二十一条 年金たる保険給付の受給権者は、毎年、厚生労働大臣が指定する日（次項において「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した報告書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名及び住所

二 年金たる保険給付の種類

三 同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等が支給される場合にあつては、その年金の種類及び支給額

四～七 略

2 前項の報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類を添えなければならない。

一 障害補償年金又は障害年金の受給権者にあつては、その住民票の写し又は戸籍の抄本

二及び三 略

3 第一項第三号に規定する場合に該当するときは、同項の報告書には、前項の書類のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。

4 略

別表第1 障害等級表(第14条関係)

障害等級	給付の内容	身体障害
第1級	当該障害の存する期間1年につき給付基礎日額の313日分	<ul style="list-style-type: none"> ・両目が失明したもの ・そしゃく及び言語機能を廃したもの ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの 等
第2級	同 277日分	<ul style="list-style-type: none"> ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ・両下肢を足関節以上で失ったもの 等
第3級	同 245日分	<ul style="list-style-type: none"> ・そしゃく又は言語の機能を廃したもの ・両手の手指の全部を失ったもの 等
第4級	同 213日分	<ul style="list-style-type: none"> ・そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの ・一上肢をひじ関節以上で失ったもの 等
第5級	同 184日分	<ul style="list-style-type: none"> ・一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ・両足の足指の全部を失ったもの 等
第6級	同 156日分	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力が0.1以下になったもの ・せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 等
第7級	同 131日分	<ul style="list-style-type: none"> ・一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ・一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの 等

(参考)「給付基礎日額」:原則として、労働基準法の平均賃金に相当する額

(労働者災害補償保険法第8条第1項)

平均賃金 → 労災事故発生の直前3か月間の賃金総額/その期間の総日数

労災障害補償年金と他の障害年金との比較

区分	年金区分 (年金種類)	年金の支給要件	毎年、提出する資料 及びその記載事項	生存に関する 証明書の添付	左記関係法 令	受給者数
労働 災害	労働者災害補償 保険 (障害補償年金)	業務上の事由による 負傷又は疾病が治つ た後に障害等級第1 級から第7級までに 該当する障害が残つ た場合	定期報告書 ① 受給権者の氏 名及び住所 ② 年金たる保険 給付の種類 ③ 同一の事由に より障害厚生年 金等が支給され ている場合はそ の年金の種類及 び支給額 等	住民票の写 し又は戸籍 の抄本	労働者災害 補償保険法 施行規則第 21条	平成16年度 96,979人
公 的 年 金	国民年金 (障害基礎年金)	疾病にかかり、又は 負傷し、初めて医師 又は歯科医師の診療 を受けた日から起算 して一年六月を経過 した日かその期間内 に治つた日におい て、障害等級に該当 する程度の障害の状 態にあるとき	現況届 ① 受給権者の氏 名、生年月日及 び住所 ② 基礎年金番号 ③ 障害基礎年金 の年金証書の年 金コード 等	添付不要	国民年金法 施行規則第 36条	平成16年度 149万人
	厚生年金 (障害厚生年金)	同上	現況届 ① 受給権者の氏 名、生年月日及 び住所 ② 基礎年金番号 ③ 障害厚生年金 の年金証書の年 金コード 等	添付不要	厚生年金保 険法施行規 則第51条	平成16年度 35万人

= 参 考 =

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

会議の現在のメンバーは、次のとおり。

（座長）塩野 宏	東亜大学大学院総合学術研究科教授
大森 政輔	元内閣法制局長官
大森 彌	東京大学名誉教授
加賀美幸子	千葉市女性センター名誉館長
加藤 陸美	（社）全国国民年金福祉協会連合会理事長
田村 新次	中日新聞社本社参与
堀田 力	さわやか福祉財団理事長、弁護士

行政苦情救済推進会議での主な意見

- 労災障害保障年金受給者の負担を軽減する観点から、住基ネットを利用することにより、労災障害補償年金の定期報告書への住民票の写し等の添付を速やかに廃止すべきである。